

保護者 様

京都府立井手やまぶき支援学校
校 長 丸 岡 恵 真

「欠席理由並びに登校許可に関する届」について

学校保健安全法施行規則に基づき、学校感染症と診断された場合は「出席停止」の扱いになりますので、診察を受けている医師の指示に従い、登校しても支障がないと判断されるまでは御家庭で治療に専念させていただきます。

なお、治癒後最初にお子様が登校する日に別紙「欠席理由並びに登校許可に関する届」を御家庭で御記入の上、学校に提出してください。

(学校において予防すべき感染症の種類) 学校保健安全法施行規則第18条

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がMERS コロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症など御不明な点がありましたら学校にお問い合わせください。